

【平成 30 年度整備分】

**介護サービス施設
整備・運営事業者募集要項**

**平成 30 年 6 月
大 船 渡 市**

平成 30 年度整備分 大船渡市介護サービス施設整備・運営事業者募集要項

1 募集の趣旨

大船渡市では、地域包括ケアの基本理念を踏まえ、高齢者が介護を必要な状態になったとしても、住み慣れた地域や環境の中で安心して暮らせるよう、「大船渡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」に基づき、介護サービス施設の整備を実施します。

この新規に整備する介護サービス施設について、市の指定を受け、サービス施設の設置及び運営を行う事業者を選定するため、公募を行うものです。

2 募集する介護サービス施設の種類等

整備・運営事業者を募集する介護サービス施設の種類は以下のとおりです。

○平成30年度整備計画

介護サービス施設の種別	整備地区	整備数	定員数	整備方法等
介護老人福祉施設	全域	1箇所	3床増床	・既存施設に増床 ・多床室、ユニット型個室など形態は問わない。
		1箇所	4床増床	

3 施設整備に伴う補助等

施設の整備に係る市からの財政的な支援は次のとおりです。

なお、当該補助を受けるためには、整備計画年度中に事業を完了することが要件となります。

介護サービス施設の種別	補助金上限額（予定）	補助事業名（予定）
介護老人福祉施設	1床当たり621千円	介護施設等整備事業費補助金

※ 補助金上限額及び補助事業名は現時点での予定であり、交付要綱等の改正や新たな策定により流動的であることを、あらかじめご承知おきます。

また、市から県に補助申請後、県においても事業計画が審査されますので、市への応募をもって補助金の交付を受けられることが確約されるものではありません。

※ 今回の選定をもって、補助金の交付対象とすることを保証するものではありませんので、補助金不交付となることも想定し、資金計画の策定にあたっては、これに対応できるよう計画願います。

4 応募事業者の資格及び要件

応募事業者は、次の各号すべてを満たすこととします。

- (1) 平成30年4月1日時点で大船渡市内に主たる事務所又は事業所を有する法人であること。

※ 法人とは、社会福祉法人、医療法人、株式会社、NPO法人などの法人格を有するものです。

- (2) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第86条第2項各号に定める欠格事項に該当しないこと。

- (4) 厚生労働大臣が定める「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」など、老人福祉法及び介護保険法関係基準を満たしていること。又は事業開始までに当該基準を満たすことが確実であること。
- (5) 施設を整備する土地・建物は、事業運営主体が所有権を有すること、又は、取得が見込まれること、あるいは、賃貸借契約の締結が確実であること。
- (6) 整備計画年度中に事業を完了すること。
- (7) 介護サービス施設の種別ごとに、1法人は1つまでしか応募（提案）できないこととします。

5 募集要項及び応募申込書等のダウンロード

募集要項及び応募申込書等は、市のホームページからダウンロードできます。

【トップページ⇒お知らせ⇒介護サービス施設整備・運営事業者の募集について】

6 応募方法

- (1) 申込書等の提出
本募集に申込みを希望する事業者は、次の資料を持参により提出してください。
 - ① 応募申込書（本要項4ページの別紙1「応募申込書の提出書類一覧」を参照）
 - ② 開設提案書（本要項5ページの別紙2「開設提案書の提出書類一覧」を参照）
 - ③ 施設を整備する土地を取得する予定の場合は、土地売買契約書又は覚書に類する書類の写し
- (2) 提出部数
各1部（介護サービス施設ごと）
- (3) 提出期間
平成30年6月1日（金）から平成30年7月31日（火）まで
※ 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）
- (4) 提出先
〒022-0003 岩手県大船渡市盛町字下館下14番地1（大船渡市総合福祉センター内）
大船渡市生活福祉部 長寿社会課 事務室
電話：0192-26-2943 FAX：0192-27-1589
E-Mail：ofu_cho-sha@city.ofunato.iwate.jp
- (5) その他
 - ① 書類の作成その他応募に必要な一切の費用は、応募事業者の負担とします。
 - ② 提出期間経過後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
 - ③ 提出された書類は添付資料等も含め返却しません。
 - ④ 提案内容及び大船渡市ささえあい長寿推進協議会並びに大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会の議事録は、公開する場合があります。

7 介護サービス事業者の選定方法

- (1) 選定方法
 - ① 運営事業者の決定方法
運営事業者については、大船渡市ささえあい長寿推進協議会並びに大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会（以下「ささえあい協議会」という。）の意見を尊重し、大船渡市長が決定します。

② ヒアリング等の実施

市が必要と認める場合には、ヒアリング及び整備予定地の現地確認を行うことがあります。

③ プレゼンテーション等の実施

ささえあい協議会における協議の際に、開設提案の内容等について応募した法人からプレゼンテーション（説明など）をしていただく場合があります。

④ 審査基準

審査に当たっては、厚生労働大臣が定める「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」等に沿って審査を行います。

(2) 再公募

応募がない場合及び運営事業者が決定しなかった場合には、再度公募を行う場合があります。

8 その他

(1) 関係法令等の遵守

応募に当たっては、老人福祉法、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法、文化財保護法等の関係法令を遵守することが必要となります。特に建設予定地を開発する際、手続き等に遺漏のないよう留意願います。

(2) 追加書類の提出等

当市が必要と認める場合は、追加書類の提出又は説明を求めることがあります。

(3) 決定の取消し

事業者決定された後、応募の際提出した内容と実際の事業計画が著しく異なる場合は、事業者の決定を取り消す場合があります。

(4) 災害危険区域の指定による建築制限

災害危険区域の指定による建築制限がなされている区域がありますので、ご留意願います。

特に、東日本大震災の津波浸水区域の一部区域においては、災害危険区域の第1種区域、第2種区域に指定され、社会福祉施設が建築禁止となっている場合があります。

(5) 補助事業における事務の適切な執行

補助事業の執行においては、各補助金交付要綱の手続きの取扱い等に準拠すること。